

## 蒲郡市介護支援ボランティア事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を図り、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防事業等として、東三河広域連合が実施する介護支援ボランティア事業（以下「介護支援ボランティア事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 介護支援ボランティア事業は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防推進に配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア事業の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア事業の運営にあたっては、次の効果を上げることに配慮しなければならない。

- (1) 地域包括ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に社会の関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

### (事業内容)

第3条 介護支援ボランティア事業とは、第7条第1項により市長が指定する事業及び活動に対して高齢者が行ったボランティア活動の実績に基づき、介護支援ボランティア評価ポイント（以下「評価ポイント」という。）を付与し、評価ポイントに応じた介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金（以下「転換交付金」という。）を交付するものとする。

### (事業の実施)

第4条 市長は、介護支援ボランティア事業の実施について、適切な介護支援ボラ

ンティア事業の運営が確保できると認められる者に当該事業の一部を再委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けたもの（以下「管理機関」という。）は、次の業務を管理するものとする。

- (1) 介護支援ボランティアの登録等に関する業務
- (2) 介護支援ボランティア手帳（以下「手帳」という。）の交付等に関する業務
- (3) 介護支援ボランティアの研修等に関する業務
- (4) 介護支援ボランティアの活動及び活動先の紹介等に関する業務
- (5) 評価ポイントの付与及び管理等に関する業務
- (6) 転換交付金の交付及びその会計管理等に関する業務
- (7) 前各号に掲げる業務に付随する業務

（対象者）

第5条 介護支援ボランティア活動を行うことのできる高齢者は、東三河広域連合における法第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、蒲郡市内に在住する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

- (1) 法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者
- (2) その他管理機関が介護支援ボランティア事業の対象者として適当でないと認める者

（介護支援ボランティアの登録）

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、管理機関に介護保険被保険者証を提示し、介護支援ボランティア登録申請書を提出し、介護支援ボランティアとして登録しなければならない。

2 管理機関は、前項の規定による申請があった場合において支障がないと認めるときは、当該申請をした者を介護支援ボランティアとして登録するとともに、当該登録した者に対して手帳を交付するものとする。

3 介護支援ボランティア登録申請書及び手帳の様式は、管理機関が別に定める。

（介護支援ボランティア活動の指定等）

第7条 前条の規定により管理機関に登録された者（以下「介護支援ボランティア」という。）を受け入れようとする施設、事業所等は、介護支援ボランティア活動の対象となる事業及び活動内容について、あらかじめ、市長の指定を受けなけれ

ばならない。

- 2 前項の施設、事業所等は、同項の指定を受けようとするときは、蒲郡市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、指定の可否を決定するとともに、蒲郡市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（第2号様式）により当該申請をした施設、事業所等に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定した介護支援ボランティア活動についてその指定を取り消すときは、蒲郡市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（第3号様式）により、当該取消しに係る施設、事業所等に通知するものとする。

（介護支援ボランティア活動の評価等）

第8条 前条第1項の規定により指定を受けた施設、事業所等（以下「受入機関」という。）は、介護支援ボランティアが当該受入機関において介護支援ボランティア活動を行ったときは、当該介護支援ボランティア活動1時間を1回として評価し、当該介護支援ボランティアの手帳に、1回の評価に対して介護支援ボランティア活動確認スタンプ（以下「活動確認スタンプ」という。）を1個押印するものとする。ただし、同一日に手帳に押印することができる活動確認スタンプ（他の受入機関が押印したものを含む。）の数は、2個を限度とする。

- 2 活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

（評価ポイント）

第9条 評価ポイントの付与基準は、次のとおりとする。

| 活動確認スタンプの数 | 付与する評価ポイント |
|------------|------------|
| 0個から 9個まで  | 0ポイント      |
| 10個から19個まで | 10ポイント     |
| 20個から29個まで | 20ポイント     |
| 30個から39個まで | 30ポイント     |
| 40個から49個まで | 40ポイント     |
| 50個以上      | 50ポイント     |

- 2 活動確認スタンプの数及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

- 3 管理機関は、介護支援ボランティアの活動確認スタンプの数及び付与した評価ポイント数を管理するものとする。

(評価ポイントの有効期限)

第10条 評価ポイントは、付与を受けた日の属する年度の末日の翌日から起算して2年間、その効力を有するものとする。ただし、市長が特別に認めたときは、当該有効期限を延長することができる。

(評価ポイント転換交付金)

第11条 評価ポイントを活用して転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書に手帳及び介護保険料の納付に関する個人情報の外部提供に関する同意書（第4号様式）を添えて、管理機関に提出しなければならない。

- 2 管理機関は、前項の申出があった場合は、当該介護支援ボランティアの介護保険料の未納又は滞納の確認を蒲郡市に依頼しなければならない。

- 3 市長は、前項の依頼があった場合は、当該介護支援ボランティアの介護保険料の未納又は滞納の確認を行い、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書（第5号様式）により管理機関へ伝達するものとする。

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該介護支援ボランティアの介護保険料に未納又は滞納がない場合は、第1項の規定による当該評価ポイント活用の申出者（以下「申出者」という。）の評価ポイントを交換換金し、年度ごとに5,000円を限度として、申出者に対して転換交付金を交付するものとする。  
この場合において管理機関は、介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金交付決定通知書を申出者へ通知するものとする。

- 5 管理機関は、介護支援ボランティアに介護保険料の未納又は滞納がある場合は、転換交付金を交付しないものとする。

- 6 転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

| 評 価 ポ イ ン ト | 介護支援ボランティア活動評価<br>ポイント転換交付金 |
|-------------|-----------------------------|
| 0ポイント       | 0円                          |
| 10ポイント      | 1,000円                      |

|        |        |
|--------|--------|
| 20ポイント | 2,000円 |
| 30ポイント | 3,000円 |
| 40ポイント | 4,000円 |
| 50ポイント | 5,000円 |

7 管理機関は、偽りその他不正な行為により転換交付金の交付を受けた者があるときは、その者から既に交付した転換交付金の全部又は一部を返還させなければならない。

8 介護支援ボランティア事業登録申請書、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書及び介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申 請 者  
所 在 地  
事業所 (団体) 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号

蒲郡市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

蒲郡市介護支援ボランティア事業の対象として（事業・活動）指定を受けたいので、蒲郡市介護支援ボランティア事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 事 業 名   |  |
| 活 動 内 容 |  |
| 活 動 場 所 |  |
| 受入可能人数  |  |

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下 決定通知書

年 月 日付で申請のありました蒲郡市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 指定の内容

|        |  |
|--------|--|
| 事業名    |  |
| 活動内容   |  |
| 活動場所   |  |
| 受入可能人数 |  |

2 次の理由により却下する。

|      |  |
|------|--|
| 却下理由 |  |
|------|--|

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

蒲郡市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消したので通知します。

記

1 指定の内容

|       |  |
|-------|--|
| 取消年月日 |  |
| 事業名   |  |
| 活動内容  |  |
| 活動場所  |  |

2 取消の理由

|      |  |
|------|--|
| 取消理由 |  |
|------|--|

第4号様式（第11条関係）

同意書

蒲郡市長 様

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出にあたり、私の介護保険料の納付に関する個人情報について、蒲郡市から管理機関に提供すること及び管理機関が蒲郡市から収集することについて同意します。

年 月 日

（同意者）

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

第 5 号様式(第 1 1 条関係)

年 月 日

様

蒲郡市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

|        |  |
|--------|--|
| 被保険者番号 |  |
| 氏 名    |  |

蒲郡市介護支援ボランティア事業実施要綱第 1 1 条第 3 項に基づき、上記の者について、介護保険料に係る未納又は滞納の確認をしたところ、未納又は滞納がないことを（ 確認しました ・ 確認できませんでした ）ので伝達します。

確認者 氏名